

イングリッシュ・スクール

## 英国学派の生成

— チャールズ・マニングとその思想 —

大 中 真\*

- I はじめに
- II マニングの生涯と業績 (1)
- III マニングの生涯と業績 (2)
- IV おわりに

## I はじめに

英国学派とは、イギリスで独自の発展を遂げた国際関係理論である。筆者は以前に、英国学派の源流を探るべく、イギリスにおける国際関係論の起源について論じた<sup>1)</sup>。本論文は、それを受けて、さらに考察を進めるものである。

1919年、ウェールズ大学アベリストウイス校において、世界で初めて国際政治学の講座が開設された。続いて1924年にはロンドンのLSE（ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス）で、1930年にはオクスフォードで、それぞれ国際関係論講座が開かれ、イギリスでの発展の基盤が築かれた。第一世代の研究者たちは、本来別の専門分野の持ち主であったが、新しい学問を担当し開拓していった。例えば、アルフレッド・ジマーンは古代ギリシアのアテネが専門であったし、チャールズ・ウェブスターはウィーン会議時代のイギリス外交を専門とする外交史家、フィリップ・ノエル＝バイカーは国際連盟と軍備縮小を追求する平和運動

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第10巻第2号 2011年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程、桜美林大学准教授

1) 大中真「英国学派の源流——イギリス国際関係論の起源」『一橋法学』第9巻、第2号（2010年）所収。

家であった。

これに対して、国際関係論そのものを新しい学問領域として大学教育の中に確立しようとする、いわば第二世代ともいえる研究者が登場する。1936年から47年までアベリストウイスでウッドロー・ウィルソン講座国際政治学教授を担当したE・H・カーは、その代表人物といってよいであろう<sup>2)</sup>。カーがその在任中の1939年に著した『危機の20年』は、いまや古典中の古典となっている。学としての国際関係論／国際政治学の確立にカーが果たした役割は、いくら強調してもし過ぎることはない<sup>3)</sup>。しかし本論文では、国際関係論の英国学派に焦点を当てるという理由から<sup>4)</sup>、カーと重なる戦間期から戦後の時期にロンドンで国際関係論講座を担当したもう1人の人物、チャールズ・マニングに焦点をあてたい。

今日、国際関係論においては、カーの名声と業績は圧倒的で揺るぎないのに比べて、マニングは名前さえ忘れ去られている、とまで言えば言い過ぎであろうか。少なくとも日本では、これまでほとんど言及される機会がなかったように思われる。しかし、カーの『危機の20年』第1版の序文で、特に3人の友人に感謝を述べているうちの1人が、誰であろうマニングその人である<sup>5)</sup>。そしてカーは、マニングを生涯大切な友人と見なしていた<sup>6)</sup>。英国学派の巨頭の1人マーティン・ワイトは、マニングの推薦によってLSEで国際関係論を講義するようになった

---

2) カーについては、最近日本でも優れた研究が発表されている。例えば、以下を参照。遠藤誠治「『危機の二〇年』から国際秩序の再建へ——E・H・カーの国際政治理論の再検討」『思想』第945号(2003年)所収。山中仁美「『新しいヨーロッパ』の歴史的地平——E・H・カーの戦後構想の再検討」『国際政治』第148号(2007年)所収。山中仁美「国際政治をめぐる『理論』と『歴史』——E・H・カーを手がかりとして」『国際法外交雑誌』第108巻、第1号(2009年)所収。

3) 大中真、前掲論文と同じ理由により、本論でも国際関係論(international relations)と国際政治学(international politics)の2つを分けずに、ほぼ同等の意味として用いる。現在でも上記2つの学問の差異については多くの意見があるが、本論が対象とする時期においては、両者の厳密な学問的区別はあまりなされていなかったからである。

4) カーを英国学派に含める見方も、除外する見方もある。Linklater, Andrew and Hidemi Suganami, *The English School of International Relations: A Contemporary Reassessment* (Cambridge: Cambridge University Press, 2006), p. 15.

5) Carr, E. H., *The Twenty Years' Crisis, 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations* (London: Macmillan, 1946), x [E・H・カー『危機の二十年』井上茂訳(岩波文庫、1996年)13頁]。見落されがちなことだが、『危機の二十年』の副題は『国際関係論研究序説』である。

のであり、その大きな影響を受けた。もう1人の巨頭であるヘドリー・ブルは、その最高傑作といわれる『アナーキカル・ソサイエティ』の冒頭で、まず第一にマニングの名を挙げて、いかにマニングに多くのものを負っているかについて語っている<sup>7)</sup>。ブルもまた、マニングに見出されてLSEで教鞭をとるようになったが、ワイトの講義に出席するよう勧めたのがマニングなのであって<sup>8)</sup>、ここにこの3名のつながりが確認できる。

一般的に、マニングは寡作だったと評されることが多い。確かに、彼の単著としてよく挙げられる代表作は、1962年に刊行された『国際社会の本質 (*The Nature of International Society*)』ただ1冊のみである。しかも、カーの『危機の20年』が持つ圧倒的な影響力と比較すると、マニング代表作の存在感の小ささはどうしても否めない。加えて後に触れるように、『国際社会の本質』の評価についても、必ずしも積極的とはいえない意見がある。しかし、「国際社会」という言葉および概念こそ、英国学派を理解するうえでの最も重要な鍵であり、マニングに触れることなくして英国学派を語ることはできない<sup>9)</sup>。

従来、マニングのみに焦点をあてた研究は日本で存在しない<sup>10)</sup>が、英語によるものとしてはヒデミ・スガナミによる優れた研究論文がある<sup>11)</sup>。スガナミは、マニングの国際社会論を読み解く鍵として法理学、国際連盟、南アフリカを挙げており、鋭い分析を加えている。本論では、マニングの思想の全貌解明に迫るこ

6) Haslam, Jonathan, *The Vices of Integrity: E. H. Carr, 1892-1982* (London: Verso, 1999), pp. 67 and 167 [ジョナサン・ハスラム『誠実という悪徳 — E・H・カー 1892-1982』角田史幸、川口良、中島理暁訳 (現代思潮新社、2007年) 103、243-244頁].

7) Bull, Hedley, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 2<sup>nd</sup> ed. (London: Macmillan, 1995), xiii [ヘドリー・ブル『国際社会論 — アナーキカル・ソサイエティ』白杵英一訳 (岩波書店、2000年) xvii].

8) Bull, Hedley, "Martin Wight and the Theory of International Relations", in Wight, Martin, *International Theory: The Three Traditions* (Leicester: Leicester University Press, 1991), ix [ヘドリー・ブル「マーティン・ワイトと国際関係理論」マーティン・ワイト『国際理論 — 三つの伝統』佐藤誠、安藤次男、龍沢邦彦、大中真、佐藤千鶴子訳 (日本経済評論社、2007年) 395頁].

9) リンクレイターとスガナミは、英国学派初期の段階の中心的人物として、マニング、マーティン・ワイト、ヘドリー・ブル、アラン・ジェイムズ、ジョン・ヴィンセント、それにアダム・ワトソンの名を挙げている。Linklater, Andrew and Hidemi Suganami, *The English School of International Relations*, pp. 41-42.

とはできないものの、彼の著作をいくつか取り上げつつ、英国学派成立に大きな影響を与えたとされる彼の国際社会への関心、とりわけ国際法との関連について焦点を当てつつ考察を進めてみたい<sup>12)</sup>。

## II マニングの生涯と業績 (1)

### 1. 誕生から大戦期まで

チャールズ・マニング (Charles Anthony Woodward Manning, 1894-1978) はイギリス領ケープ植民地のケープタウンに、父が公務員という家庭の下で生まれた<sup>13)</sup>。地元ケープタウンの南アフリカ・コレッジに進んだ後、ローズ奨学金を得てオクスフォードのブレイズノーズ・コレッジに入学し、ここで第一次世界大戦が勃発したため、マニングも軽歩兵隊として実戦に従軍した。戦後、オクスフォードに戻った彼は、法学で優秀な成績を取め、1922年にローマ法 (civil law) で学士号を取得し、さらに同年ミドル・テンプル (法学院) で法廷弁護士資格を得た<sup>14)</sup>。だが、彼はイギリス国内の法曹界には入らず、直ちにジュネーブへと赴き、国際労働機関 (ILO) で働き、国際連盟事務総長エリック・ドラ

---

10) C・A・W・マニングは、「イギリス人として最初に英語による国際法の体系的著書を書いた」William Oke Manning (1809-1878) とは別人であり、また血縁関係もない。W・O・マニングは、1839年に『註解国際法』(*Commentaries on the Law of Nations*) を出版している。日本人の手による、W・O・マニングについての稀少な研究としては、以下を参照。芝健児「マニングの国際法理論(1)」『佐賀大学教育学部論文集』第35集、第2号(1988年)21-35頁、および同じ著者による「マニングの国際法理論(2)」『佐賀大学教育学部論文集』第36集、第1号(1988年)51-68頁。

11) Suganami, Hidemi, "C. A. W. Manning and the Study of International Relations", *Review of International Studies*, Vol. 27, No. 1 (2001), pp. 91-107. 本論執筆にあたって、このスガナミ論文に負うところは大きい。

12) 本論執筆に先立ち、2010年夏に筆者は資料収集のためLSE図書館公文書室を訪れたが、その折にLSE国際関係史名誉教授であるイアン・ニッシュ氏と面談し、LSEにおける国際関係学部の歴史やマニングの人物像、さらには未見の文献等について幅広く貴重な助言をいただいた。この場を借りて御礼申し上げたい。Author's interview with Professor Emeritus Ian Nish, at LSE, 25<sup>th</sup> August 2010.

13) James, Alan, "Manning, Charles Anthony Woodward (1894-1978)", *Oxford Dictionary of National Biography*, vol. 36 (Oxford: Oxford University Press, 2004), pp. 488-490.

14) イギリスの司法制度については、以下の研究書を参照。幡新大実『イギリスの司法制度』(東信堂、2009年)。

モンド (Sir Eric Drummond) の個人秘書を1年ほど務めた。マンシングの前任の秘書はノエル＝ベイカーであった。1923年にはイギリスに帰国してオクスフォードのニュー・コレッジのフェロー、および法学講師となり、以後この地でしばらく研究生活を送った。

マンシングの人生を大きく変えたのは、彼が1930年にLSEのカッセル講座国際関係論教授に採用されたことである。彼は1962年の定年退職までこの職を続けることとなる<sup>15)</sup>。ここでも、マンシングの前任者はノエル＝ベイカーであった。彼自身の説明によると、LSEの講座教授に採用された時、何か国際関係論を教えるための特別な資格を持っていたわけではなかった、という。しかし「第一次大戦の申し子」として、また国際連盟での勤務経験から、講座教授に任命されたマンシングは、「最初の学生たちが講義室で待っている間に、文字通り科目(国際関係論)を立ち上げなければならなかった」<sup>16)</sup>。LSEにおいて国際関係論講座が開かれてまだ年月は浅く、マンシングがどのような講義を行っていたのか、興味のあるところである。この時期の彼の業績が、その手がかりになるかもしれない。

マンシングはちょうどLSEに着任した年、ドイツのゲッティンゲン大学法学教授であったユリウス・ハチュック (Julius Hatschek, 1872-1926) の著作『国際法概要』を翻訳出版している<sup>17)</sup>。刊行時の肩書きはすでにLSEのカッセル講座国際関係論教授であったが、時期から推測するに、オクスフォードでの研究生活時代に既に翻訳に着手していた可能性が高いと思われる<sup>18)</sup>。彼は訳者まえがきにおいて、当時、常設国際司法裁判所の選択条項批准をめぐりイギリス国内で議論が高まったことを受けて、イギリスの法律家も(ヨーロッパ)大陸の偉大な著

15) カッセル講座は1934年に、サー・アーネスト・カッセル財団から寄付の更新延長を断られたが、代わりに1936年、サー・モンタギュー・バートンが寄付の肩代わりを申し出て、以後はモンタギュー・バートン講座となって今に続いている。

16) Northedge, F. S., "In Memoriam: Charles Manning, 1894-1978", *British Journal of International Studies*, Vol. 5, No. 1 (April 1979), p. 1.

17) Hatschek, Julius, *An Outline of International Law* (London: G. Bell and Sons, 1930). 原著は1926年に出版された、*Völkerrecht im Grundriss* (Leipzig: A. Deichert, 1926) である。

18) スガナミによれば、この翻訳は国際法学者ハーシュ・ローターパクトの勧めだったという。Suganami, "C. A. W. Manning and the Study of International Relations", p. 93.

作に親しむ必要が出てきた、と翻訳出版の意義を説いている。ハチェックは戦前の日本でも広く読まれていたようであり、多くの大学に複数の図書が所蔵されている<sup>19)</sup>。

その2年後、おそらくはジュネーヴの国際高等研究所で行われたマンニングの講演をもとにしたと思われる、『国際連盟における大英帝国自治領の政策』と題する冊子が出版された<sup>20)</sup>。内容は、大英帝国自治領 (the British Dominion) であるカナダ、オーストラリア、南アフリカなどの、国際連盟の中での位置づけをまとめようと試みたものである。各自治領における国内政策 (例えばオーストラリアの白豪政策) や経済政策 (関税問題など) と、連盟規約の条項との関係などが論じられており、先ハチェックの翻訳と同様、国際法への関心を抱いていたことが窺える。

戦間期のマンニングの業績としては他に、1936年に刊行された『平和の諸問題』に寄せた一文「集团的機構の将来」<sup>21)</sup>と、翌年に出版された『平和的変革』が挙げられる<sup>22)</sup>。前者は、1935年8月にジュネーヴ国際関係協会で行われた多数の研究者による講演を、一冊の本にまとめたものである。この年の3月には、ドイツのヒトラーがヴェルサイユ条約破棄を宣言しており、ヨーロッパ国際関係が俄に緊張していた。他の章の執筆者 (つまり講演者) にはジマーン、ノエル＝ベイカーなど積極的な国際連盟支持者が多かったが、その中でマンニングは、「集团的機構」すなわち連盟の将来について、希望的観測や楽観視はせず、かといって連盟に対して極端に悲観的もしくは否定的な意見を述べることもなく、慎重な立場を維持している<sup>23)</sup>。

---

19) 例えば、京都大学図書館には「ハチェック文庫」が所蔵されているが、これは第一次世界大戦の賠償の一部として、昭和6-7年(1931-32年)にかけてドイツから日本に供与されたものである。Kalalog der Julius Hatschek Bibliothek in der Juristischen Fakultät der Universität Kyoto (Kyoto: Kyoto Daigaku, 1976).

20) Manning, C. A. W., *The Policies of the British Dominions in the League of Nations* (London: Oxford University Press, 1932).

21) Manning, C. A. W., "The Future of the Collective System", in Mowat, R. B., et. al., *Problem of Peace, Tenth Series, Anarchy or World Order* (London: George Allen & Unwin, 1936), pp. 152-177.

22) Manning, C. A. W., ed., *Peaceful Change: An International Problem* (London: Macmillan, 1937).

後者の『平和的変革』は、1937年初めにLSEで行われた連続講義を収録したものである<sup>24)</sup>。編者がマニング単独であり、また結論部分の章を執筆していること、彼を含む寄稿者(講演者)8名は全てLSEの教員であることなどから、マニングが中心となって企画した研究であると思われる。マニング以外には、ロンドン大学スティーヴンソン講座国際関係史教授(Stevenson Professor of International History)のC・K・ウェブスターが「平和的変革の問題とは何か?」と題する一文を、またスティーヴンソン講座国際関係史研究教授(Research Professor)のアーノルド・トインビーが「歴史の教訓」を、LSE社会学講師であったカール・マンハイムが「心理学的側面」を、さらにロンドン大学国際公法準教授(Reader)のH・ローターパクトが「法的側面」を執筆しており、豪華な顔ぶれである<sup>25)</sup>。

マニング本人は終章で、他の論者の章に言及しつつ、最後の部分で多少なりとも自分の考えを披瀝している。彼によれば、「我々の世界は不完全な世界であり、「鋼のような強力な法と秩序の枠組み」は実現にほど遠いように見える<sup>26)</sup>。ファシスト=イタリアのアビシニア侵略に対する国際連盟の無力、ナチス=ドイツによるヴェルサイユ条約破棄と軍備増強を目の当たりにして、国際問題を解決するには「諸国民の連盟(league of nations)」ではなく、「充分に発達した世界

23) マニングの講演は1935年8月22日に行われたが、その前夜にジマーンの講演があったようである。マニングは何度か文中でジマーンの名を挙げ、前夜の話を受けて話題を展開しており、ここに両者の結びつきの一端が垣間見えることは、英国学派の源流と生成という本論文の主旨から見ても興味深い。なおマニングはこの講演の中で、美濃部達吉教授の日本憲法論(『憲法撮要』のことと思われる)が、日本の大学図書館で貸し出し禁止処置になったことを取り上げており、日本に対する関心があったこと、国際情勢全般を広く目配りしていたことが窺える。

24) カーの『危機の20年』の第13章の題名は「平和的変革」であり、実際にマニング編著『平和的変革』を2度脚注で引用している(ただし、ローターパクトの文章を)。カーがマニングから受けた影響を明示している部分である。カーの平和的変革に対する考えについては、以下を参照。角田和広「E・H・カーの『国際秩序』構想——平和的変革構想とその失敗」戦略研究学会『戦略研究』第7号(2009年)所収。

25) 他はロンドン大学経済学教授L・C・ロビンズが「領域主権の経済学」、ロンドン大学カッセル講座経済学教授T・E・グレゴリーが「修正主義の経済的基礎」、LSEの植民地行政学(Colonial Administration)講師ルーシー・P・メアが「植民地政策と平和的変革」と題する1章を、それぞれ寄せている。

26) Manning, *Peaceful Change*, pp. 187-188.

連邦 (a full-blown federation of the world)」を制度化する必要がある。だが、今日の連邦化されていない世界では、ジュネーヴで各国が集合する解決方式（すなわち国際連盟）よりも、二国間外交の方法がより現実的解決策に思える、という<sup>27)</sup>。そして最後の頁で初めて、「国際社会 (an international society)」という単語が出てくるが、それは小文字で書かれており、「多かれ少なかれ、永久平和の享受」への願いは「我々一人一人の心の中の絵画として持っている」ものだとする<sup>28)</sup>。従って、後世の英国学派にとっての重要概念となる国際社会の考えとは全く別の、素朴な描写と見るのが妥当であろう。全体的に彼の語り口は、平和的変革の条件を提示するわけでも、また何か概念化を試みているわけでもなく、どちらかと言えば雑感と印象、といった風である。しかし、1937年初期の段階で、国際連盟に対する幻滅は表明しつつも、なおもマニングが法による国際関係を指向していたと見なすことは可能であろう。

戦間期のマニングが国際関係論をどのように理解し、また語っていたのかを判断するには、材料は不十分である。しかし、1930年代に出版された3点の書物を見る限り、彼が国際連盟に関心を持ち続けたこと、国際社会（まだ明確に定義づけたわけではないが）における法、すなわち国際法の役割に対する奥底での信頼感を抱いていたことは、読み取れそうである。加えて第二次世界大戦が始まり、イギリスそのものが最も大きな試練に立たされていた1942年にマニングが公表した一文は「国際連盟の『失敗』」と題されていた<sup>29)</sup>。実際に彼は、国際関係論と国際法という2つの近接する分野に「橋を架ける役割を果たした」のである<sup>30)</sup>。

他方で、筆者が別稿において総括した、イギリス国際関係論の第一世代（ジマ

---

27) *Ibid.*, p. 189.

28) *Ibid.*, p. 190.

29) Manning, C. A. W., "The 'Failure' of the League of Nations", in Cosgrove, Carol Ann and Kenneth J. Twitchett, eds., *The New International Actors: The United Nations and the European Economic Community* (London: Macmillan, 1970), pp. 105-123. マニングの1942年の論文は、上記の1970年刊行の本にそのまま再録されている。戦時下という状況ゆえか、或は編集者側からの依頼ゆえか、他のマニングの文章と比べてこの論文は、概念的というよりかなり事実分析的である。本書にはマニングの他、アラン・ジェイムズの「国連の平和活動」と題する論文も掲載されている。

ーンたち)が国際連盟に対して抱いていたユートピア的感情を、マニングは持っていなかった<sup>31)</sup>。ノースエッジの言葉を借りれば、マニングは既に戦前の段階で、戦後つまり1940年代終わりに使われる意味での「現実主義者」だったのであり、外務大臣が聖人に変容するとは信じておらず、連盟とは国際協力が最大限に達しただけでそれ以上のものではない、と考えていた<sup>32)</sup>。筆者がマニングを、イギリス国際関係論の第二世代と位置づけるのは、このような理由からである。

## 2. 戦後の活動

第二次世界大戦中のマニングは、王立国際問題研究所や外務省で働いたが、戦争終結後は再びLSEに復帰した。1949年のカリキュラム改訂で、国際関係論の導入科目「国際社会の構造 (Structure of International Society)」が設けられ、マニングは1962年の定年退職まで毎年この講義を担当することとなった<sup>33)</sup>。そしてこの同じ1949年、マニングの推薦により、国際関係論担当の準教授としてマーティン・ホワイトが採用される<sup>34)</sup>。さらに1955年には、やはりマニングの推薦でわずか23歳の若きヘドリー・ブルが、国際関係論の助講師として採用されたのである。

マニングが学生への教育について非常に熱心だったことは、学生として直接彼に接した複数の証言が伝えるところである<sup>35)</sup>が、彼の大学教育、特に国際関係論をどのように教えるかについての情熱を表す冊子が残されている。1954年にユネスコ(国連教育科学文化機関)が出版した『大学で教える社会科学——国際

30) LSE 国際関係学部で長く教鞭をとり、自身も英国学派の一人に見なされることもある F・S・ノースエッジの表現である。Northedge, F. S., "The Department of International Relations at LSE: A Brief History, 1924-1971", in Bauer, Harry and Elisabetta Brighi, eds., *International Relations at LSE: A History of 75 Years* (London: Millennium Publishing Group, 2003), p. 14.

31) Goodwin, G. L., "Conflict and Co-operation", in Robson, William A., ed., *Man and the Social Science* (London: Allen & Unwin, 1972), p. 96. グッドウインは、マニングの後を受けて1962年から1978年まで、LSEのモンタギュー・バートン講座教授を務めた。

32) Northedge, F. S., "In Memoriam: Charles Manning, 1894-1978", p. 2.

33) *Ibid.*, pp. 19-20.

34) 同じ1949年にホワイトと共に国際関係学部に採用されたのが、註で先に触れたノースエッジである。

関係論』がそれである<sup>36)</sup>。1950年のユネスコ総会で、各国における社会科学の種類や方法論について調査を行うことが決議され、社会学、政治学、法学、経済学などと並んで国際関係論についても調査実施が行われた。その国際研究会議の代表報告者に選ばれたのが、マニングであった。彼は、エジプト、フランス、インド、メキシコ、スウェーデン、英国、アメリカ、ユーゴスラヴィアの各国代表者をまとめる立場にあった。

同冊子の付録には、調査したいいくつかの大学の国際関係論の授業摘要が載っており、パリ大学やシカゴ大学に並んで一番最後に、ロンドン大学(LSE)の例が紹介されている。もちろん、マニングが担当している「国際社会の構造」が掲載されており、従ってこれを読み解くことで、大戦直後のLSEでのマニングの講義内容を窺い知ることが可能となる。それによれば、国際関係論研究の状況としては、歴史学、経済地理学、政治理論、国際法の各学問分野の比較が妥当かつ必要とされている。またその基礎的考え方は、次の4つである。(1)国家を「個性のある一個人(a person)」とする観念。(2)国際社会という観念——国際的規模における社会的連帯の形態と土台。(3)国際的正義と不正の観念。(4)単一の世界秩序という観念——主権、秩序、国際法の間関係<sup>37)</sup>。ここにはまさに、マニングの構想が凝縮されているように思われる。

この他には3つの講義の摘要が紹介されている。その1つ「国際関係論の哲学的心理学的側面」では、ヘルダー、カント、フィヒテ、ヘーゲル、マルクス、マツィーニなどが取り上げられていたようである。「国内面と国際面における政

---

35) マニングの直弟子であるアラン・ジェイムズが、その様子を伝えている。「マニングの講義を聴いた者は、自分が彼から深い影響を受けていることを悟った」。さらに彼は、学生や同僚を集めて週末に読書会を開いていたという。James, *op. cit.* また、マニング最晩年のLSEでの講義に出席したヒデミ・スガナミも、非常に強い印象を受けたことを書いている(マニングは、1962年のLSE退職後も、いくつかの講義を担当し続けていた)。スガナミによれば、1970年代初頭、すでにマニングは「伝説的人物」となっており、当時80歳前後だったが、「教職者的な自己中心癖のなかにも、子どものような無邪気さがあった」と回顧している。Suganami, "C. A. W. Manning and the Study of International Relations", p. 92.

36) Manning, C. A. W., *The University Teaching of Social Sciences: International Relations* (Geneva: UNESCO, 1954).

37) *Ibid.*, p. 95.

治間の相互作用」は、西ヨーロッパ、北大西洋、イギリス連邦が抱える諸問題が特に言及された。さらに「国際法の社会学」では、効力のある法秩序という文脈の中で国際社会が論じられていたようである<sup>38)</sup>。

### Ⅲ マニングの生涯と業績 (2)

#### 1. 『国際社会の本質』

さて、マニングがLSEを32年間勤めた後、定年退職した1962年に刊行されたのが、代表作『国際社会の本質』である。冒頭にも触れたが、本書に対する評価は難しい。マニングに師事し、英国学派の一人に数えられるアラン・ジェイムズは、公的評伝の中で次のように記している。「この本は洞察力に充ちているが、マニングの捕らえ所のない講義風に（それを詩的だと呼ぶ者もいるが）書かれているため、ほとんど注目を惹かない作品と受け取られている。「しかし」とジェイムズは続けて、「マニングの作品は、コンストラクティヴィズムとして今日知られている思想を代表している」と見る向きもあり、また「国際関係論に対する英国学派の取り組みと呼ばれるようになるものの初期の例」と認識することも可能だと論じている<sup>39)</sup>。

筆者にとっても『国際社会の本質』は難解である。「講義風に書かれ」と評するジェイムズは、そのマニングの講義を、「彼は熱狂的な教師であったが、極端に風変わりな教師でもあった。彼の講義は詳細な構造が著しく欠けており、国家間で起こったことについて一貫した詳しい分析を提示することは決してなかった」と回顧する<sup>40)</sup>。何よりも筆者が困惑するのは、『国際社会の本質』には、参考文献表も、文献註も、全くないことである。従って筆者は『国際社会の本質』を、マニングの唯一の学術的代表作として絶対視するのではなく、彼のLSEでの講義録に近いものとして捉えたいと思う。マニング自身が初版のまえがきの中で、自分の作品を「序説的評論」と、また「XYZ本ではなく、ABC本だと述

38) *Ibid.*, pp. 95-96.

39) James, *op. cit.*, p. 489.

40) *Ibid.*, pp. 488-489.

べていることも、筆者が本書を相対的に考える理由である。以下では、マニングのいうところの「社会宇宙論」と、国際法に対する見解に触れることとする。

「社会宇宙論 (social cosmology)」とは、『国際社会の本質』終章で議論が展開される、マニング独特の思想である。もともと彼は、「国際関係論とは、ある1つの『局面 (aspect)』の研究なのではな」くて、学際的な学問であることを強調していた<sup>41)</sup>。そして「人間世界 (social universe) は、本質的に主権国家の同時存在 (compresence) である」と説き<sup>42)</sup>、主権国家を基本的な構成単位と見なす<sup>43)</sup>。ここからさらに発展させて「全人類から成る単一の社会」という考えを提示する<sup>44)</sup>。章の最後では、国際関係論を「局面」ではなく「全体」として見る必要性を再び示す。マニングの社会宇宙論には、さらに細かく分析すべき点が多くあると思われるが、その全体像を取って大まかに概観すると、主権国家を単位とする、全人類からなる1つの社会であると言えよう。

別の第14章では、ドイツ語の概念を用いて彼の国際社会を説明している。マニングによれば、今日の国際社会は「地球規模のゲゼルシャフト (*Gesellschaft*)」であるが、将来は徐々に「地球規模のゲマインシャフト (*Gemeinschaft*)」へと変質することに期待を寄せている<sup>45)</sup>。もちろん彼は、現実には国際社会がゲマインシャフトに変化することは容易ではないと認めている。しかし、主権国家からなる現在の国際社会における国際法とは異なり、来るべき「一つの世界共同体 (a world community)」では「共通の法 (common law)」が必要とされるだろうと説く<sup>46)</sup>。マニングは言う。「いつの日か、全人類によって構成される真のゲマインシャフトが見られるかもしれない」<sup>47)</sup>。

---

41) Manning, C. A. W., *The Nature of International Society*, 2<sup>nd</sup> ed. (London: Macmillan, 1975), p. 200. なお1962年の初版と1975年の第2版との違いは、初版の反響に対するマニング自身の意見を、26頁にも亘って「再版への序言」として付け加えた点のみにある。本論では、この第2版を用いる。

42) *Ibid.*, p. 201.

43) *Ibid.*, p. 211.

44) *Ibid.*, p. 209.

45) *Ibid.*, p. 176.

46) *Ibid.*, p. 178.

47) *Ibid.*, p. 179.

さて、本論の主題にも密接に関わる、マンニングの国際法に対する考え方はどのようなものであったのか。同書の「法の神秘性」と題する第9章を中心に見てゆきたい<sup>48)</sup>。まずマンニングは、我々が人間世界 (social universe) を理解しようとするならば、国際法の内部での状態を認識する必要があるとする<sup>49)</sup>。国家はあたかも人間のように理解され、また同好会倶楽部の会員と見なされるが、規則やシステムに従わねばならない。それが国際法である。彼によれば、「ヴァッテルが描写した、主権者のための法」が国際法ということになる<sup>50)</sup>。ここから、国際法の拘束力が問題とされる。つまり、なぜ法は拘束力を持つのか、そもそも人はなぜ法を守るのか、という疑問に突き進む。このあたりの説明は、極めて独創的である。マンニングは、具体的な歴史的事実を持ち出すわけでもなく、また偉大な法学者の名前や思想を持ち出すわけでもない。比喩を次々と援用しながら、「法に従う構成員からなる一つの社会」が歴史的に形作られてきたのだ、と説く<sup>51)</sup>。

『国際社会の本質』は220頁ほどの著作であるが、マンニングが国際法学者の実名を挙げて記述したのは、前段のヴァッテルの引用ただ一箇所のみである。彼の出発点は法学者かつ弁護士であり、彼の国際関係論では国際法が大きな位置を占めていたことは、既に述べてきた通りである。にも拘らず、本書ではグロティウスも、ビトリアも言及されないし、彼の元同僚でもあったローターパクトの名前も出てこない。マンニングが「社会宇宙 (social cosmos)」を構想するにあたって、国際法史をどのように考えていたのか、本書からは定かではない。

マンニングは続けて、イギリス社会がイギリス慣習法によって運営されるように、主権国家からなる超国家的な外交の世界は国際法によって運営されるという。「国際法は、国内法のように、警察官ではないし、まして刑務所でも、絞首台でも、裁判官でもない。一組の思想である」<sup>52)</sup>。このように彼は、国際法の力を絶対視していたわけではない。マンニング独特の言い回しである一個人としての国家が存在するという考え、諸国家が一つの社会を構成しているという考え、国際法

48) *Ibid.*, “Chapter IX: The Mystique of the Law”.

49) *Ibid.*, p. 101.

50) *Ibid.*, pp. 102-103.

51) *Ibid.*, p. 107.

52) *Ibid.*, p. 109.

や国際道義が存在するのだという考え、主権国家を拘束するものがあるという考え、こうしたものは「教条的な前提」でしかないという<sup>53)</sup>。そして国際社会を、「主権国家が<sup>プレイヤー</sup>競技者であるような、進行中の<sup>ゲーム</sup>競技のようなものと想像してみよう」と唱える。彼によれば、その競技とは、チェス、ポーカー、アメリカンフットボールの特徴を混ぜ合わせたものだという<sup>54)</sup>。

さて、競技は、競技者が審判員の裁定に従い続ける限りは継続するものであるが、国際的競技も似たようなものである。なぜなら競技者たる国家は、国際法の要求に服従し続けているからである。具体例としてマニングは、1936年3月にラインラント進駐を果たしたヒトラーでさえ、自らは「オフサイド」を犯していないと何とか主張しようとした過去を挙げている。

しかし、運動競技と国際的競技との最大の違いは、この<sup>レフリース</sup>審判員の存在をどう考えるかである。「審判員の不在は、ラグビーの試合にとっては致命的かもしれないが、外交の<sup>ゲーム</sup>競り合いを行うにあたってはそれほど致命的ではない<sup>55)</sup>」。マニングが心に描いていた国際社会の有り様が、この短い表現に凝縮されているように筆者には思える。事の善悪を判断し、その命令を執行し、その判断や命令に各国が逆らうことのできないような中央政府や機構は、国際社会には存在しない。だが、このような絶対的存在がなくても、国際法があることによって、国際関係では外交が成立している。

「法の神秘性」と題する章の最後でマニングは、なぜ国際法は承認されるだけでなく、拘束力のあるものとして見なされるのか、と疑問提起する。彼自身の答えは、「進行中の世界規模の外交過程は、競技のようなものであり、他の競技と同様に規則を持たねばならず、またその規則に従わなければならない」からだという<sup>56)</sup>。マニングが国際社会と法、特に国際法との関係をどのように捉えていたかについては、先に引用したユネスコから出版された報告書と、この『国際社会の本質』の一部分の考察から、その輪郭が立ち表れたように考える。次に触れ

---

53) *Ibid.*, p. 111.

54) *Ibid.*

55) *Ibid.*, p. 112.

56) *Ibid.*

る論文で、マンニングの思想を最後に確認したい。

## 2. 『アベリストウイス論文集』の刊行

もともとマンニングの著作に対して、国際関係論の立場からこれまで多くの注目がなされたとは言えないと、筆者は冒頭で述べた。前節で取り上げた『国際社会の本質』でさえ、今日では言及される機会は稀であり、ましてそれ以外のマンニングの業績については言わずもがなである。本論では、マンニング最晩年の論文「変化する世界における法的枠組み」(以下、「法的枠組み」論文と表記)を検討してみたい。この論文が収められているのは、1972年に刊行された『アベリストウイス論文集——国際政治学 1919-1969年』である<sup>57)</sup>。題名から容易に推測できるように、世界初の国際政治学講座がアベリストウイスで開講されてから50周年を記念して刊行された論文集がこれであり、巻頭言をエディンバラ公フィリップ殿下が書かれている<sup>58)</sup>。

アベリストウイスの50周年記念行事は、1969年12月にウェールズ大学のグレジノグ・ホール (Gregynog Hall)<sup>59)</sup>で開催された会議と、ここで取り上げる論文集の刊行の二本立てで行われた。論文集の執筆陣には、ヘドリー・ブル、ハンス・モーゲンソー、マイケル・ハワード、F・ヒンスレー、ヒュー・シートン＝ワトソン、ハーバート・バターフィールド、それにマンニングと、錚々たる研究者が集められた。ブルの論文を始め、国際政治学の理論発展について興味ある論考が少なからず掲載されており、論文集自体が充分研究に値するものであるが、ここではマンニング論文にのみ焦点をあてたいと思う。

筆者は3つの理由から、この論文に注目した。まず、マンニングが法と国際政治との関係を正面から論じた作品であること。これは、編者から担当執筆分野の依

57) Manning, C. A. W., "The Legal Framework in a World of Change", in Porter, Brian, ed., *The Aberystwyth Papers: International Politics, 1919-1969* (London: Oxford University Press, 1972).

58) 当時、殿下はウェールズ大学総長を務められていた。

59) グレジノグ・ホールは、ウェールズの貴族が数世紀に亘り所有してきた有名な邸宅であり、第二次世界大戦後にウェールズ大学に寄付されてからは会議場として現在まで利用されている。(http://www.wales.ac.uk/en/UniversityConferenceCentre/GregynogHall.aspx) (Accessed 1<sup>st</sup> March 2011)

頼があったようである。巻末の著者紹介文からも、マニングが「国際関係と法の専門家」として認知されていたことが裏付けられる。次に、この論文が学術的な形式を整えていること、つまり註がついていることで、マニングの思想の背景が確認できる点が挙げられる。最後に本論文刊行時には、すでにマニングがLSEを退職してから10年が経過し、彼自身も齢78に達していた。彼の生涯最後の出版物は、亡くなる3年前の1975年に刊行された『国際社会の本質』第2版だが、マニングは本文には一切手を入れず、再版への長い序文を寄せているだけなので、事実上この論文が彼の最後の研究業績である。「国際関係と法の専門家」としてのマニングの思想の集大成が込められている、と見ることもできる。

「法的枠組み」論文においても、彼独特の語り口は健在である。冒頭の第一段落から、リップ・ヴァン・ウィンクルの名が出てくるが、これは19世紀のアメリカの短編小説家、歴史家であり外交官でもあった、ワシントン・アーヴィングの作品の主人公である<sup>60)</sup>。彼は山中で20年間眠り続け、目覚めたときは世の中がすっかり変わっていたことに驚く、という設定の人物であるが、マニング自身が過去半世紀の法の変遷を振り返ることに、おそらく掛け合わせているものと考えられる。文中では何度か、ウィンクルの言葉を借りて、現在の国際関係における法の変化を描写している。

マニングは、過去半世紀の国際法の盛衰を、「おののきながら」熟考することにした、との書き出しで始める。最初に註で掲げた参考文献は、H・L・A・ハートの『法の概念』である<sup>61)</sup>。ハーバート・ハート(Herbert Lionel Adolphus Hart, 1907-1992)は20世紀最大の法哲学者だが、これには伏線があるように思われる。マニングは「法的枠組み」論文第1節の最後で、19世紀イギリスの法哲学者で分析法学の創始者であるジョン・オースティン(John Austin, 1790-1859)に言及しているからである。ハートは、厳しく批判しながらも、オースティンから大きな影響を受けて自らの法理論を発展させたことは、よく知ら

---

60) Irving, Washington, *The Sketch Book* (1820) の中の一編の主人公、Rip Van Winkle のことである。

61) Hart, H. L. A., *The Concept of Law* (Oxford: Clarendon Press, 1961) [H・L・A・ハート『法の概念』矢崎光岡監訳(みすず書房、1976年)].

れている<sup>62)</sup>。そもそも、マンニングの研究者としての出発点は、1930年に刊行されたジョン・サーモンド (Sir John Salmond, 1862-1924) の『法理学』第8版を、彼が編者として担当したことである<sup>63)</sup>。マンニングはオースティンに深い思い入れがあったようであり、1933年には「オースティンの現在」と題する論文を執筆している<sup>64)</sup>。1930年当時のオースティンに対する批判的風潮に抗して、彼を擁護する立場にたって論述している。オースティンは新設されたロンドン大学の初代法理学教授に1826年に就任したが、正式な法の教育を受けてはおらず、いわば独学であった。同じロンドンの地で、同じく専門教育を受けることなしに初代の国際関係論教授に着任した自分と照らし合わせ、どこか強く共感するところがあったのかもしれない。

論文の中でマンニングは、自らが40年前に書いた2つの文章を註で長く引用しつつ、オースティンが国際法を法として認めなかったという理解は正しくないと反論している。そして1932年に自分が表明したオースティンの法と主権に関する見解について、修正する必要をいまだ何も感じないと断言しており、マンニングの自負が感じられる<sup>65)</sup>。オースティンは功利主義で有名なジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) から大きな影響を受けており、ベンサム、オースティン、ハートと続くイギリス法哲学あるいは分析法学の系譜に、マンニングは強い共感を抱いていたのではないだろうか。ハートはマンニングより13歳年下であったが、自分をこの知的系譜の中に位置づけようとしていたとも推測され

62) 邦訳同上書、訳者解説、310頁。

63) Manning, C. A. W., ed., *Salmond on Jurisprudence*, 8<sup>th</sup> ed. (London: Sweet & Maxwell, 1930). 同書は1902年に初版が出て以降、版を重ねて広く読まれ、著者の死後、最初に刊行されたこの第8版からは毎回編者の手に引き継がれてさらに刊行が続けられた。1966年にはP・J・フィッツジェラルドの手で第12版が出版されている。なお、著者のサーモンドはニュージーランドの最高裁判所判事であり、彼の『法理学』は法学を学ぶ上での古典とされていたようである。

64) Manning, C. A. W., "Austin To-Day: Or 'The Province of Jurisprudence' Re-Examined", in Jennings, W. Ivor ed., *Modern Theories of Law* (London: Oxford University Press, 1933), pp. 180-226. 本書は、1932年にLSEで行われた公開講義をまとめたものである。マンニングの他には、例えばハロルド・ラスキがデュギーの国家概念について、ローターバクトがケルゼンの純粹法学について、論文を寄せている。

65) Manning, "The Legal Framework in a World of Change", p. 305.

る<sup>66)</sup>。

ベンサム、オースティン、ハートの3人はまた、一般に法実証主義の範疇で理解される。自然法思想に対峙する法実証主義に共感を抱いていたとすれば、マニングの口からはピトリアやグロティウスなどの国際法学者の名がほとんど出ないことも理解できる。マニングの独特な国際関係理論は、こうした彼の法に対する考えが背景にあるのではないかと筆者は考えている。

さて、彼は「法的枠組み」論文において、国際法をどのように位置づけているのだろうか。マニングによれば、国際法とは複数の概念からなる一つの体系<sup>システム</sup>であるが、それはある一定の社会環境の中で正統性を持つものとして通用している。この場合、その環境とは、現に存在し相互に承認しあっている主権国家によって構成されている、疑似社会 (*quasi-society*) だという。この疑似社会では、外交理論が広く行き渡っており、適切な拘束力を持つ法体系を要求することになる。マニングは敢えて「社会」と呼ばず、「疑似社会」あるいは言い換えて「非社会 (*non-society*)」と呼んでいるが、これが彼の長年唱えてきた国際社会を指すと理解するのが順当であろう<sup>67)</sup>。

彼は、10年前の著作で述べた国際社会論を再確認する。「国際的な、いわゆる社会が存在し、その構成員は主権国家である」。国際法は本質的に法体系として存在し、主権国家はそれに従属している。こうした枠組みの中で、主権国家は共存し、疑似競技<sup>ゲーム</sup>を行っているのだ、と<sup>68)</sup>。そして、よく統治されている社会では、法は本質的に、裁判で決着をつけられるような論争の解決に適している。だが対照的に、あまり統治されていない疑似社会において、法がそのような解決に適しているのは、主権ある構成員によって疑似社会が成り立つ場合に限るとしている<sup>69)</sup>。マニングはまさに、自らが国際連盟の誕生に立ち会った草創期と当時の国際法への無邪気な期待について振り返り、第二次世界大戦と冷戦を迎えて

---

66) しかし皮肉なことに、ハート自身はマニングのオースティン解釈を「異端の弁護」であると書き記したという。Suganami, "C. A. W. Manning and the Study of International Relations", p. 93.

67) *Ibid.*, p. 303.

68) *Ibid.*, pp. 318-319.

69) *Ibid.*, p. 320.

「失望の50年間」を経た今、国際法の将来はどうなるのかを自問する<sup>70)</sup>。

マニングは論文の中盤以降、冷戦期アメリカと国際政治、国際法と国際政治、法をどう捉えるべきかなど、論を展開している。国際政治学者としては、モーゲンソーとケナンの名前にさらりと触れているが、特に学説や理論を検討しているわけではない。「国際政治の疑似競技は、審判なしに行われている」といった表現<sup>71)</sup>、あるいは主権国家からなるこの国際社会といった言い回しが繰り返され、『国際社会の本質』での思考から何か大きく変化したわけではないことが窺える。

末尾では、マニングの持論であった、南アフリカのアパルトヘイト政策擁護が述べられ、最終第7節はほぼ全て、南西アフリカ（現在のナミビア共和国）問題に紙幅が割かれている。すなわち、旧ドイツ帝国領南西アフリカは、第一次大戦後に国際連盟によって南アフリカに委任統治されたが、第二次大戦後の連盟解散と国際連合設立後も統治を一方向的に続けたため、国連総会が南アフリカの南西アフリカ委任統治終了を1966年に決議した問題である。この問題が国際司法裁判所（ICJ）に提起された際、日本の田中耕太郎が判事を務めていたが、田中判事の反対意見<sup>72)</sup>をマニングは長文のまま引用している。おそらく、この「法的枠組み」論文において、最も多く人名が繰り返されたのが「田中判事」ではないかと思われるほどである。むしろマニングは、この問題でも南アフリカの立場を擁護していた。論文の終盤は、それまでの展開と比較するとマニングの個人的意見が前面に出ており、終わり方もやや唐突な印象に感じられる。南アフリカ問題に対して最後まで考えがまとまらなかったのか、或は紙数の関係で途中で議論を打ち切らざるを得なかったのかもしれない。

70) *Ibid.*, p. 312.

71) *Ibid.*, p. 324.

72) エチオピアとリベリアが、南アフリカによる南西アフリカの統治を不法占領だとして1960年にICJに提訴したが、1966年の判決は、エチオピアとリベリアには他国の問題で提訴する権利はないとして却下した。この時、田中耕太郎判事が書いた有名な反対意見が、マニングが引用したものである。南西アフリカ（ナミビア）問題を分析した研究として、以下を参照。佐藤哲夫「国際組織設立文書の解釈プロセス(2)——法創造的解釈をめぐる」『一橋大学研究年報 法学研究』第19号（1989年）64-120頁。

#### IV おわりに

本論では、マンニングの主要業績を順にたどりながら、彼が独自の国際関係論を打ち立ててゆくにあたって、英国学派の1つの特徴と考えられる国際法史の要素がどのように影響したのか、またはマンニング自身が国際法史をどう理解していたのかを明らかにしようとした。しかしながら、少なくとも遺された文献から推測する限りでは、マンニングの国際社会論は、近代以降の国際法学者に多くを負っているというよりも<sup>73)</sup>、法律家として受けた訓練、暗中模索しながら大学の国際関係論講座を組み立てていた実際経験、日々の知的関心の中から生み出されたものだと結論づけられそうである。殊にマンニングが、国際法学者よりもむしろ法哲学者のオースティンやハートに共感を抱いていたと思われることは、示唆的といえよう<sup>74)</sup>。

もちろん、マンニングが唱えた、主権国家により成り立つ国際社会が存在するという概念や、そこでは国際法が重要な役割を果たすといった考察は、英国学派の根本的な思想である。だとするならば、マンニングには国際法史の伝統がないと断定するよりも、むしろ、マンニングは法的思考で国際関係を理解しようとし、それが英国学派につながるものだと理解すべきだと筆者は考える。彼が、LSEの国際関係論講座の若き同僚として、歴史学専攻のワイトと政治哲学専攻のブルを採用したことは、自分に足りない部分を補う意味があったと考えるならば、意味深い。冒頭で述べたように、この二人こそがマンニングから大きな影響を受け、やがて英国学派の成立に貢献するからである<sup>75)</sup>。

晩年のマンニングについて、最後に記しておきたい。1962年にLSEを退職後、彼は生まれ故郷である南アフリカ政府のアパルトヘイト政策を支持する行動を公

73) スガナミもこの点について筆者と同じく、近代の国際法学者（例えばグロティウスやヴァッテルラ）からマンニングがどのような影響を受けたかは定かでない論じている。Suganami, "C. A. W. Manning and the Study of International Relations", p. 101.

74) そしてブルもまた、『アナキカル・ソサイエティ』の序文で述べているように、ハートから大きな影響を受けたことを認めている。ハートは、ブルのオクスフォード時代の恩師である。Bull, *The Anarchical Society*, xiii [ブル『国際社会論』, xvii] .

75) Linklater, Andrew and Hidemi Suganami, *The English School of International Relations*, Chapter 2.

然と始めた。当然ながら彼への非難も起き、多くの元同僚を不快にさせたようだが、1964年には『フォーリン・アフェアーズ』誌にアパルトヘイト擁護の論文を掲載し<sup>76)</sup>、同年には南アフリカ協会の会長にも就任した。また死の直前には、南アフリカ国際問題研究所の名誉総裁にも選ばれ、喜んだそうである。彼が生涯を通じて頑なにアパルトヘイト擁護の態度を貫いたことが、マニングの名が死後あまり語られなくなったことと、おそらく無関係ではないだろう。

このような彼の政治的姿勢にも拘わらず、前述の『アベリストウイス論文集』に、栄えある執筆者の一人として選ばれたことは、イギリスにおける彼の国際政治学への貢献が確固たるものであったことを証明している。さらにマニングの定年退職前から、LSE 内部ではドイツ語の「フェストシュリフト (Festschrift)」を一種の合言葉として、教え子であるアラン・ジェイムズを中心とする退職記念論文集の準備が進められていた<sup>77)</sup>。紆余曲折の末、本は1973年に『国際秩序の基礎』との題名で無事に刊行され、ノースエッジ、ワイト、ブルらがそれぞれ一文を寄せた<sup>78)</sup>。扉絵には、マニングの性格を彷彿とさせる肖像画も掲載されている。マニングがかつての教え子たちから変わらぬ尊敬を受けていたことが、ここからも窺える。1977年、妻に先立たれたマニングは南アフリカに帰郷し、翌年、病気のためケープタウンで亡くなった。84歳であった。イギリス国際関係論草創期の第一世代研究者たち、そして第二世代のマニングを経て<sup>79)</sup>、第三世代にあたるワイトによる英国学派成立に対する考察が、筆者の次の課題である。

---

76) Manning, C. A. W., "In Defense of Apartheid", *Foreign Affairs*, Vol. 43, No. 1 (1964), pp. 135-149.

77) Papers of Martin Wight, LSE Library, London, WIGHT/233/31, File 1950-1972, *Correspondence*.

78) James, Alan ed., *The Bases of International Order: Essays in Honour of C. A. W. Manning* (London: Oxford University Press, 1973).

79) 第一世代のジマーンは、国際関係論をそれだけで独立した研究主題だとは見なしていなかったが、第二世代のマニングはこれを一個の確立した分野と見ていたことを、グッドウィンも強調している。Goodwin, *op. cit.*, pp. 94-95.